# 農地の売買、贈与、貸借等の許可（農地法第３条）

農地の売買、贈与、貸借などには農地法第３条に基づく農業委員会の許可が必要です。この許可を受けないでした行為は、無効となりますのでご注意ください。

（なお、農地の売買、貸借については農業経営基盤強化促進法に基づく方法もあります。
詳しくは農業委員会にお問い合わせください。）

## ○農地法第３条の主な許可基準

農地法第３条に基づく許可を受けるためには、次のすべてを満たす必要があります。

①今回の申請農地を含め、所有している農地または借りている農地のすべてを効率的に耕作すること（すべて効率利用要件）
②法人の場合は、農地所有適格法人の要件を満たすこと（農地所有適格法人要件）
③信託の引受けにより売買、賃借等を行うものでないこと（信託引受禁止）
④申請者又は世帯員等が農作業に常時従事すること（農作業常時従事要件）
⑤所有権以外の権原に基づいて耕作、養畜している農地を転貸、または質入れするものでないこと（転貸・質入れの禁止）
⑥今回の申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと（地域との調和要件）

※　農地所有適格法人とは、農業を事業の中心とすること、農業者が中心となって組織されることなどの農地法第２条第３項の要件を満たす法人をいいます。

## ○農地法第３条許可事務の流れ

農業委員会では、皆様からのご相談に対し、そのご要望に応じて必要な手続きなどをご説明いたします。

申請書の受付から許可書の交付までの事務の標準処理期間を３０日と定め、迅速な許可事務に努めております。

なお、ご相談から許可申請・許可書交付までの流れは以下のとおりです。

《申請者の流れ》

**申請についての相談**

※　士別市農業委員会事務局までお越しいただくか、お電話をお願いいたします。

↓

**申請書の作成**

※　申請内容に応じて申請書をご記入いただきます。

**必要書類の準備**

※　別添の必要書類一覧表をご参照ください。
なお、申請内容に応じて必要書類が異なります。

↓

**申請書提出前の再確認**

※　記入漏れや必要書類の不足があると、追加提出等により許可までに時間がかかったり、不許可になったりする場合があります。
申請前に再度、ご確認ください。

**申請書の提出／受付**

※　提出先：士別市農業委員会（郵送可）
提出期限：各月総会の前月末
（総会日については、ホームページ内の「総会日程」をご参照ください。）

《農業委員会等の流れ》

**申請書の提出／受付**

↓

**申請内容の審査**

※　申請書の記載内容に漏れがないか、農地法第３条の許可基準に適合するか等を審査し、必要に応じて申請者の方に確認、また現地調査を行います。

**農業委員会総会**

※　農業委員会総会で許可･不許可についての農業委員会の意思決定を行います。

↓

**許可書の交付**